

学校法人佐野学園 役員等報酬規程

第1条 学校法人佐野学園の役員等の報酬、手当の支給については、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程における役員等とは、学校法人佐野学園寄附行為に定める理事、及び監事の役員と、評議員のことをいう。

第3条 役員には、役員報酬を支給する。

2 理事長及び副理事長、並びに教員や職員を兼ねる理事においては、役員選任時における学園からの月額給与等を考慮し、その額に次の役員手当を加えた額を月額報酬の基準とする。常勤理事及び常勤監事については、その職務の内容を勘案の上、個別に定める額を月額報酬の基準とする。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 理事長 | 300千円 |
| (2) 副理事長 | 200千円 |
| (3) 教員や職員を兼ねる理事 | 70千円 |

3 前項に基づき月額報酬の基準額を決定した役員については、本項において月額支給額の上限を定める。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 理事長、副理事長、教員や職員を兼ねる理事 | 1,500千円 |
| (2) 常勤理事、常勤監事 | 1,000千円 |

4 非常勤役員の報酬（源泉税を含まず）については、次の年額とする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 非常勤理事 | 200千円 |
| (2) 非常勤監事 | 200千円 |

5 評議員については、報酬を支給しない。

6 非常勤理事、非常勤監事、並びに学園寄附行為第20条第1項第1号、または同第2号に該当する職員を兼ねる評議員以外の評議員には、1会議あたり次の会議手当（源泉税を含まず）を支給する。

- | | | |
|------|----|------|
| 会議手当 | 1回 | 10千円 |
|------|----|------|

第4条 前条第2項に係る報酬の支給期間は在任期間中とし、就任日の属する月、及び退任日の属する月を含むものとする。

第5条 第3条第2項に基づき月額報酬の基準額を決定した常勤役員及び常勤監事には、期末手当を支給することができる。

第6条 月額支給の役員報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日、又は土曜日に当たるときは、その前日とする。

2 年額支給の役員報酬の支給日は、毎年3月25日とする。ただし、その日が休日、又は土曜日に当たるときは、その前日とする。

3 役員が月の途中、又は年の途中で就任、又は退任した場合においては、その報酬額につ

いては日割按分、又は月割按分を行う。

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附則

本規程は、平成29年5月25日より施行する。

本規程の施行の日をもって、学校法人佐野学園 役員報酬規程(昭和62年4月1日施行)は廃止する。

学校法人佐野学園 役員退職慰労金規程

第1条 学校法人佐野学園の役員退職慰労金の支給については、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程における役員とは、学校法人佐野学園寄附行為に定める理事及び監事のうち、常勤理事並びに常勤監事をいい、役員が退任、又は死亡退任した場合には、その在任期間につき退職慰労金を支給する。（死亡退任の場合はその遺族に支給する）

2 学園寄附行為第9条の2第1項に該当する場合には、退職慰労金を支給しないことがある。

3 教員や職員を兼ねる理事及び非常勤役員には、退職慰労金を支給しない。ただし、非常勤役員のうち、在任中にとくに功労があったと認められる場合には、理事会の決定に基づき功労金を支給することができるものとする。

第3条 退職慰労金は、役員が退任、又は死亡退任した日の属する月の役員報酬月額に役員在任月数を乗じ、その得た額に100分の12.5を乗じた額を基準とする。

2 前項の役員在任月数の計算は、該当する役員に就任した日の属する月から退任、又は死亡した日の属する月までの月数とする。

3 常勤理事で、教職員から引き続き役員に選任され就任した場合、教職員の期間については前項の月数の中に含まないものとする。

4 非常勤役員に対する功労金の額については理事長がこれを定め、理事会において決定するものとする。

第4条 役員退職慰労金及び功労金の支給日は、退任の日（死亡退任の場合は死亡日）の属する月の翌月末日とする。ただし、その日が休日、又は土曜日に当たるときは、その前日とする。

第5条 死亡退任の場合に支給する遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条に準じる。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

第7条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が理事会の議を経て、別に定めることができる。

附則 本規程は、平成29年5月25日より施行する。